

厚生労働省発雇児 0401 第 15 号
平成 26 年 4 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について

標記については、平成 19 年 3 月 30 日付け 18 文科生第 586 号、厚生労働省発雇児第 0330019 号文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」により国庫補助金が交付されているところであるが、平成 26 年度より別紙「放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、都道府県知事におかれては、貴職より管内市町村長に対して周知をお願いする。

別紙

放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱

(通則)

- 1 放課後児童健全育成事業費等補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省}令第六号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、放課後児童健全育成事業等の実施について（平成 26 年 4 月 1 日雇児発 0401 第 14 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童健全育成事業等の実施に要する経費に対して補助金を交付することで、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 29 条の 2 に規定する児童育成事業として、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、以下の事業とする。

(1) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業等の実施について（平成 26 年 4 月 1 日雇児発 0401 第 14 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 1 に基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業

(2) 放課後子ども環境整備事業

放課後児童健全育成事業等の実施について（平成 26 年 4 月 1 日雇児発 0401 第 14 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 2 に基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業

(3) 放課後児童クラブ支援事業

放課後児童健全育成事業等の実施について（平成 26 年 4 月 1 日雇児発 0401 第 14 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 3 及び別添 4 に基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業

(4) 放課後児童指導員等資質向上事業

放課後児童健全育成事業等の実施について（平成 26 年 4 月 1 日雇児発 0401 第 14 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 5 に基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、(1)から(3)により算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。

ア 別表の第1欄の放課後児童指導員等資質向上事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 指定都市・中核市分

別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。

ア 別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額を比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 市町村分

別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。

ア 別表の第1欄の放課後児童健全育成事業費等について、市町村ごとに、第2欄に定める基準額の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額を比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額の各市町村の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の下限)

5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあっては100万円、中核市にあっては50万円に満たない場合には、交付の決定は行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 直接補助事業に係る場合

ア 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

い。

ウ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

エ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

カ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(2) 間接補助事業に係る場合

ア 都道府県が市町村に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからカに掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)のウ中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、(1)のア、イ、ウ及びエ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と(1)のエ中「国庫」とあるのは、「都道府県」と読み替えるものとする。

イ 放課後児童健全育成事業費等において、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

(ア) (1)のアからエに掲げる条件(ただし、この場合において(1)のウ中「厚生労働大臣」とあるのは、「指定都市又は中核市の市長」と、(1)のア、イ、ウ及びエ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「指定都市又は中核市の市長の承認」と(1)のエ中「国庫」とあるのは、「指定都市又は中核市」と読み替えるものとする。)

(イ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除出来る部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。)が確定した場合は、別紙様式第4に準じた様式により速やかに指定都市又は中核市の市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、その申告に基づき報告を行うこと。

また、指定都市又は中核市の市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を指定都市又は中核市に返還するものとする。

(ウ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について

証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

ウ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。

エ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還があった場合には、その返還額の全部又は一部を国庫に返還するものとする。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 指定都市・中核市が行う事業

指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(変更交付申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、変更交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

(補助金の概算払い)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

都道府県知事は、事業の完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日(6の(1)イにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式3による報告書に関係書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 指定都市・中核市が行う事業

指定都市及び中核市の長は、事業の完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日(6の(1)イにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式3による報告書に関係書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

別 表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業費</p> <p>(1) 開設日数 250 日以上</p> <p>① 1 クラブ(年間平均登録児童数 10～19 人) 当たり年額 1, 217, 000 円×か所数</p> <p>② 1 クラブ(年間平均登録児童数 20～35 人) 当たり年額 2, 137, 000 円×か所数</p> <p>③ 1 クラブ(年間平均登録児童数 36～45 人) 当たり年額 3, 427, 000 円×か所数</p> <p>④ 1 クラブ(年間平均登録児童数 46～55 人) 当たり年額 3, 257, 000 円×か所数</p> <p>⑤ 1 クラブ(年間平均登録児童数 56～70 人) 当たり年額 3, 087, 000 円×か所数</p> <p>⑥ 1 クラブ(年間平均登録児童数 71 人以上) 当たり年額 2, 917, 000 円×か所数</p> <p>⑦ 開設日数加算額 (原則として 1 日 8 時間以上開所する場合) 14, 000 円×251 日～300 日までの 250 日を超える 日数</p> <p>⑧ 長時間開設加算額</p> <p>(7) 平日分 (1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開設する場合) 278, 000 円×「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>(4) 長期休暇等分 (1 日 8 時間を超えて開設する場合) 125, 000 円×「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>(2) 特例分 (開設日数 200～249 日)</p> <p>① 1 クラブ (年間平均登録児童数 20 人以上) 当たり年額 2, 101, 000 円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額</p> <p>平日分 (1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開設する場合) 278, 000 円×「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数</p>	<p>放課後児童健全育成事業の運営に必要な経費</p> <p>※ 飲食物費を除く。</p> <p>※ 別に定める「保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」の別紙「保育緊急確保事業交付要綱」に基づく放課後児童クラブの充実に必要な経費 (給料、職員手当 (時間外手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費 (社会保険料)、賃金) を除く。</p>	1 / 3
	<p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>① 開設準備経費を含まない場合 7, 000, 000 円×か所数</p> <p>② 開設準備経費を含む場合 7, 600, 000 円×か所数</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>① 開設準備経費を含まない場合 1, 000, 000 円×か所数</p> <p>② 開設準備経費を含む場合 1, 600, 000 円×か所数</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1, 000, 000 円×か所数</p>	<p>放課後子ども環境整備事業に必要な経費</p> <p>※ 開設準備経費は、礼金及び開設前月分の賃借料とし、当該年度中に支払われたものに限る。</p>	

	<p>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円×か所数</p>		
	<p>3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業あたり年額 491,000円×事業数 (2) 障害児受入推進事業 1クラブあたり年額 1,639,000円×か所数</p>	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費	
放課後児童指導員等資質向上事業費	<p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所あたり年額 870,000円</p>	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費	

別紙様式 1

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金調書

(都道府県・指定都市・中核市・市町村名)

国			地 方 公 共 団 体							備 考
歳 出 予 算 科 目	交付決定額	補助率	歳 入			歳 出				
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち 国庫補助金 相当額	支出済額	
	円			円	円		円	円	円	円
厚生労働省所管 年金特別会計子どものための金銭の給付勘定 (項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金 放課後児童健全育成事業等										

- (注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。
 2 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明記すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長



平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金所要額総括表（別表 1）
- 3 平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金所要額内訳表（別表 2）
- 4 平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書（別表 3）
- 5 添付書類
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別表1

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金所要額総括表

区 分	国 庫 補 助 基 本 額	要 国 庫 補 助 額
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 費 等	円	円
放 課 後 児 童 指 導 員 等 資 質 向 上 事 業 費		
合 計		

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表2-1

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金所要額内訳表(放課後児童指導員等資質向上事業)

1. 都道府県分、指定都市・中核市分

都道府県名 指定都市名 中核市名	対象経費			基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥
	支出予定額①	寄付金その他の 収入額②	差引額 (①-②)=③			
	円	円	円	円	円	円

別表2-2

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金所要額内訳表(放課後児童健全育成事業等)

2. 指定都市・中核市分

指定都市・ 中核市名	区分	対象経費			基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3)⑥
		支出予定額①	寄付金その他の 収入額②	差引額 (①-②)=③			
	放課後児童健全 育成事業費	円	円	円	円		
	放課後子ども環 境整備事業費	円	円	円	円		
	放課後児童クラ ブ支援事業費	円	円	円	円		
	合計	円	円	円	円	円	円

(注) 別表3の各表に記載された数値の合計額と付合すること。

別表2-3

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金所要額内訳表(放課後児童健全育成事業等)

3. 市町村分

市町村名	区分	対象経費			基準額④	選定額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	(⑤×2/3)=⑥	都道府県補助額⑦	国庫補助基本額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)⑧	要国庫補助額 (⑧×1/2)⑨
		支出予定額①	寄付金その他の収入額②	差引額 (①-②)=③						
	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円					
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円					
	放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円					
	合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円					
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円					
	放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円					
	合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円					
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円					
	放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円					
	合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村合計		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	市町村数()									

(注1) 別表3の各表に記載された数値の合計額と付合すること。
(注2) 「(⑤×2/3)=⑥」欄の額は、円未満の端数を切り捨てること。

別表3-1

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後児童指導員等資質向上事業)

1. 都道府県分、指定都市・中核市分

運営形態 ①	委託又は補助先 ②	研修対象者 ③	研修等内容(具体的に) ④	連携の有無 ⑤	障害児対応 研修の有無 ⑥
1 委託 2 補助 3 直営		(人)			

(注1)①は、該当する運営形態に○をすること。

(注2)③は、研修対象者名を記入し、(人)内は参加者人数を記入すること。

(注3)④は、研修期間、研修回数、講義・演習形式等、研修の具体的な内容を記載すること。

(注4)⑤は、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領」(平成23年3月31日文部科学省生涯学習政策局長裁定)に基づき実施する放課後子供教室の担当者等に対する研修と併せて実施した場合に「1」を記入し、その具体的な内容については、④に記載すること。

(注5)⑥は、障害児対応指導員の研修を開催した場合に「1」を記入し、その具体的な内容については、④に記載すること。

別表3-2

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後児童健全育成事業(児童数10~19人・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況				登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業		
		支出予定 額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③		年間開設 日数(a)	開設日数 加算対象 日数 (a)-250	平日分							長期休暇等分	
								開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数						開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数
		円	円	円	円	日	日	時間	時間	時間	時間	人				
								~		~						
								~		~						
小計	か所												か所			
								~		~						
								~		~						
								~		~						
小計	か所												か所			
								~		~						
								~		~						
								~		~						
小計	か所												か所			
合計 (市町村)	か所												か所			

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
 (注2) 「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。
 (注3) 登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。
 (注4) 「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
 (注5) 「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。
 (注6) 「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。
 (注7) 「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賃金額の増加に必要な資金)は含めないこと。

別表3-3

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後児童健全育成事業(児童数20~35人・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況				登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業		
		支出予定 額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③		年間開設 日数(a)	開設日数 加算対象 日数 (a)-250	平日分							長期休暇等分	
								開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数						開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数
		円	円	円	円	日	日	時間	時間	時間	時間	人				
								~		~						
								~		~						
小計	か所												か所			
								~		~						
								~		~						
								~		~						
小計	か所												か所			
								~		~						
								~		~						
								~		~						
小計	か所												か所			
合計 (市町村)	か所												か所			

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2) 「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。

(注3) 登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。

(注4) 「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。

(注5) 「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。

(注6) 「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。

(注7) 「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賃金額の増加に必要な資金)は含めないこと。

別表3-4

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後児童健全育成事業(児童数36~45人・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況						登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業	
		支出予定 額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③		年間開設 日数(a)	開設日数 加算対象 日数 (a)-250	平日分		長期休暇等分							
								開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数	開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数						
		円	円	円	円	日	日	時間	時間	時間	時間	人					
								~		~							
								~		~							
小計	か所							/		/			か所	/	/		
								~		~							
								~		~							
								~		~							
小計	か所							/		/			か所	/	/		
								~		~							
								~		~							
								~		~							
小計	か所							/		/			か所	/	/		
合計 (市町村)	か所							/		/			か所	/	/		

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2) 「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。

(注3) 登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。

(注4) 「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。

(注5) 「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。

(注6) 「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。

(注7) 「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賃金額の増加に必要な資金)は含めないこと。

別表3-5

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後児童健全育成事業(児童数46~55人・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況				登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業		
		支出予定 額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③		年間開設 日数(a)	開設日数 加算対象 日数 (a)-250	平日分							長期休暇等分	
								開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数						開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数
		円	円	円	円	日	日	時間	時間	時間	時間	人				
								~		~						
								~		~						
小計	か所												か所			
								~		~						
								~		~						
								~		~						
小計	か所												か所			
								~		~						
								~		~						
								~		~						
小計	か所												か所			
合計 (市町村)	か所												か所			

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
 (注2) 「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。
 (注3) 登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。
 (注4) 「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
 (注5) 「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。
 (注6) 「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。
 (注7) 「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賃金額の増加に必要な資金)は含めないこと。

別表3-6

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後児童健全育成事業(児童数56~70人・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況				登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業		
		支出予定 額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③		年間開設 日数(a)	開設日数 加算対象 日数 (a)-250	平日分							長期休暇等分	
								開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数						開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数
		円	円	円	円	日	日	時間	時間	人						
								~	~							
								~	~							
小計	か所										か所					
								~	~							
								~	~							
								~	~							
小計	か所										か所					
								~	~							
								~	~							
								~	~							
小計	か所										か所					
合計 (市町村)	か所										か所					

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2) 「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。

(注3) 登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。

(注4) 「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。

(注5) 「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。

(注6) 「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。

(注7) 「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賃金額の増加に必要な資金)は含めないこと。

別表3-7

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後児童健全育成事業(児童数71人以上・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況				登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業		
		支出予定 額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③		年間開設 日数(a)	開設日数 加算対象 日数 (a)-250	平日分							長期休暇等分	
								開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数						開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数
		円	円	円	円	日	日	時間	時間	時間	時間	人				
								~		~						
								~		~						
小計	か所												か所			
								~		~						
								~		~						
								~		~						
小計	か所												か所			
								~		~						
								~		~						
								~		~						
小計	か所												か所			
合計 (市町村)	か所												か所			

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
 (注2) 「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。
 (注3) 登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。
 (注4) 「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
 (注5) 「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。
 (注6) 「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。
 (注7) 「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賃金額の増加に必要な資金)は含めないこと。

別表3-8

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後児童健全育成事業(児童数20人以上・開設日数200日~249日))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況			登録 児童数	利用者に対する ニーズ調査		分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	
		支出予定額 ①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②)= ③		年間開設 日数	平日分			長期休暇等分	調査条 件				調査結 果児童 数
							開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数		開設時間					
		円	円	円	円	日	~	時間	~	人		人			
							~		~						
							~		~						
小計	か所											か所			
							~		~						
							~		~						
							~		~						
小計	か所											か所			
							~		~						
							~		~						
							~		~						
小計	か所											か所			
合計 (市町村)	か所											か所			

(注1)指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2)「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。

(注3)登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。

(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「クラブ名」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。

(注5)「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。

(注6)「利用者に対するニーズ調査」における「調査条件」欄は、次の条件を満たしている場合に「1」を記入すること。

1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。 2. 期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用希望を聴取すること。 3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。

(注7)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(児童数)」欄は、250日以上 of 開設を希望する児童数を記入すること。

(注8)「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。

別表3-10

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ設置促進事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名(クラブ名)	対象経費			基準額④	事業内容					
		支出予定額 ①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②)= ③		改修	設備 整備	設備 修繕	備品 購入	開設 準備 経費	改修等の内容
		円	円	円	円						
小計(か所数)	か所										
小計(か所数)	か所										
小計(か所数)	か所										
合計(市町村)	か所										

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2) 「事業内容」の「改修」「設備整備」「設備修繕」「備品購入」「開設準備経費」欄は、該当するものに「1」を記入すること。

別表3-11

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ環境改善事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名(クラブ名)	対象経費			基準額④	新規・既存 クラブ別		開設準備経費 (新規クラブ)	更新・追加別 (既存クラブ)		購入備品等の内容
		支出予定額 ①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②)= ③		新規	既存		更新	追加	
		円	円	円	円						
小計(か所数)	か所										
小計(か所数)	か所										
小計(か所数)	か所										
合計(市町村)	か所										

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
(注2) 「新規・既存クラブ別」欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するための備品購入等(新規)、既存事業における備品購入等の(既存)のどちらかに「1」を記入すること。
(注3) 「開設準備経費(新規クラブ)」欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するために礼金及び開設前月の賃借料の支弁を行うものに「1」を記入すること。
(注4) 「更新・追加別(既存クラブ)」欄には、放課後児童健全育成事業における備品購入等(既存)のうち、「更新」、「追加」の該当するものに「1」を記入すること。

別表3-12

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ障害児受入促進事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名(クラブ名)	対象経費			基準額④	事業内容				
		支出予定額 ①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②)= ③		改修	設備 整備	設備 修繕	備品 購入	改修等の内容
		円	円	円	円					
小計(か所数)	か所									
小計(か所数)	か所									
小計(か所数)	か所									
合計(市町村)	か所									

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2) 「事業内容」の「改修」「設備整備」「設備修繕」「備品購入」欄は、該当するものに「1」を記入すること。

別表3-13

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後子ども環境整備事業(倉庫設備整備事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名(クラブ名)	対象経費			基準額④	事業内容	
		支出予定額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②)=③		小学校の 余裕教室	その他
		円	円	円	円		
小計(か所数)	か所						
小計(か所数)	か所						
小計(か所数)	か所						
合計(市町村)	か所						

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2) 「事業内容」の「小学校の余裕教室」「その他」欄は、本事業の実施により確保される児童の居場所について、該当するものに「1」を記入すること。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後児童クラブ支援事業(ボランティア派遣事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	対象経費			基準額④	派遣先 実クラブ数	伝承遊び等事業			自然等体験事業			巡回派遣事業			長期休暇派遣事業		
	支出予定 額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③			実施	主な事業内容	放課後子供教室 等との連携	実施	主な事業内容	放課後子供教室 等との連携	実施	主な事業内容	放課後子供教室 等との連携	実施	主な事業内容	放課後子供教室 等との連携
	円	円	円	円	か所												
合計(市町村)					か所			事業			事業			事業			事業

(注1) 指定都市・中核市の場合は、合計欄を削除すること。

(注2) 「実施」欄には、該当する事業に「1」を記入すること。

(注3) 「放課後子供教室等との連携」欄には、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領」(平成23年3月31日文部科学省生涯学習政策局長裁定)に基づき実施する放課後子供教室と放課後児童健全育成事業を同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)を記載すること。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書（放課後児童クラブ支援事業（**障害児受入推進事業**））

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	対象経費			基準額④	指導員配置人数				クラブか所数				(※)「クラブか所数合計」のうち、年度途中から指導員を配置又は配置できなくなったクラブか所数
	支出予定額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①-②)= ③		市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣	放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出	放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助	合計	市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣	放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出	放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助	合計	
	円	円	円	円	人	人	人	人	か所	か所	か所	か所	
合計（市町村）													

(注1) 指定都市・中核市の場合は、合計欄を削除すること。
 (注2) 障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証明書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。
 (注3) 年度途中から指導員を配置した場合、又は年度途中に指導員を配置できなくなった場合は、そのクラブか所数を(※)欄に記載すること。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書（放課後児童クラブ支援事業（**障害児受入推進事業**））

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	対象経費			基準額④	指導員配置人数				クラブか所数				「クラブか所数合計」のうち、年度途中から指導員を配置又は配置できなくなったクラブか所数
	支出予定額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①-②)= ③		市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣	放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費	放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市	合計	市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣	放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費	放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市	合計	
	円	円	円	円	人	人	人	人	か所	か所	か所	か所	
合計（市町村）													

(注1) 指定都市・中核市の場合は、合計欄を削除すること。
 (注2) 障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証明書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等
 (注3) 年度途中から指導員を配置した場合、又は年度途中に指導員を配置できなくなった場合は、そのクラブか所数を記載すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長



平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金の事業実績報告について

標記について、その事業実績報告を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助金報告額 金 円
- 2 平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金収支精算額総括表（別表1）
- 3 平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金収支精算額内訳表（別表2）
- 4 平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況（別表3）
- 5 添付書類
当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

別表1

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金収支精算額総括表

区 分	要 国 庫 補 助 額 ①	交 付 決 定 額 ②	受 入 額 ③	差 引 過 △ 不 足 額 (③ - ①) ④
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 費 等	円	円	円	円
放 課 後 児 童 指 導 員 等 資 質 向 上 事 業 費				
合 計				

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表2-1

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金収支精算額内訳表(放課後児童指導員等資質向上事業)

1. 都道府県分、指定都市・中核市分

都道府県名 指定都市名 中核市名	対象経費			基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥
	実支出額①	寄付金その他の 収入額②	差引額 (①-②)=③			
	円	円	円	円	円	円

別表2-2

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金収支精算額内訳表(放課後児童健全育成事業等)

2. 指定都市・中核市分

指定都市・ 中核市名	区分	対象経費			基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3)⑥
		実支出額①	寄付金その他の 収入額②	差引額 (①-②)=③			
	放課後児童健全 育成事業費	円	円	円	円		
	放課後子ども環 境整備事業費	円	円	円	円		
	放課後児童クラ ブ支援事業費	円	円	円	円		
	合計	円	円	円	円	円	円

(注) 別表3の各表に記載された数値の合計額と付合すること。

別表2-3

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金収支精算額内訳表(放課後児童健全育成事業等)

3. 市町村分

市町村名	区分	対象経費			基準額④	選定額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	(⑤×2/3)=⑥	都道府県補助額⑦	国庫補助基本額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)⑧	要国庫補助額 (⑧×1/2)⑨
		実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引額 (①-②)=③						
	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円					
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円					
	放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円					
	合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円					
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円					
	放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円					
	合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円					
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円					
	放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円					
	合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村合計		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	市町村数()									

(注1) 別表3の各表に記載された数値の合計額と付合すること。
 (注2) 「(⑤×2/3)=⑥」欄の額は、円未満の端数を切り捨てること。

別表3-1

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後児童指導員等資質向上事業)

1. 都道府県分、指定都市・中核市分

運営形態 ①	委託又は補助先 ②	研修対象者 ③	研修等内容(具体的に) ④	連携の有無 ⑤	障害児対応 研修の有無 ⑥
1 委託 2 補助 3 直営		(人)			

(注1)①は、該当する運営形態に○をすること。

(注2)③は、研修対象者名を記入し、(人)内は参加者人数を記入すること。

(注3)④は、研修期間、研修回数、講義・演習形式等、研修の具体的な内容を記載すること。

(注4)⑤は、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領」(平成23年3月31日文部科学省生涯学習政策局長裁定)に基づき実施する放課後子供教室の担当者等に対する研修と併せて実施した場合に「1」を記入し、その具体的な内容については、④に記載すること。

(注5)⑥は、障害児対応指導員の研修を開催した場合に「1」を記入し、その具体的な内容については、④に記載すること。

別表3-2

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後児童健全育成事業(児童数10~19人・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④ 円	開設状況						登録 児童数 人	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業	
		実支出額 ① 円	寄付金 その他の 収入額② 円	差引額 (①-②) =③ 円		年間開設 日数(a) 日	開設日数 加算対象 日数 (a)-250 日	平日分		長期休暇等分							
								開設時間 時間	長時間 開設加 算対象 時間数	開設時間 時間	長時間 開設加 算対象 時間数						
								~		~							
								~		~							
								~		~							
小計	か所							/		/		か所	/				
								~		~							
								~		~							
								~		~							
小計	か所							/		/		か所	/				
								~		~							
								~		~							
								~		~							
小計	か所							/		/		か所	/				
合計 (市町村)	か所							/		/		か所	/				

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2) 「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。

(注3) 登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。

(注4) 「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。

(注5) 「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。

(注6) 「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。

(注7) 「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賃金額の増加に必要な資金)は含めないこと。

別表3-3

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後児童健全育成事業(児童数20~35人・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④ 円	開設状況						登録 児童数 人	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業	
		実支出額 ① 円	寄付金 その他の 収入額② 円	差引額 (①-②) =③ 円		年間開設 日数(a) 日	開設日数 加算対象 日数 (a)-250 日	平日分		長期休暇等分							
								開設時間 時間	長時間 開設加 算対象 時間数	開設時間 時間	長時間 開設加 算対象 時間数						
		円	円	円	円	日	日	~	時間	~	時間						
								~		~							
								~		~							
小計	か所							/		/			か所	/			
								~		~							
								~		~							
								~		~							
小計	か所							/		/			か所	/			
								~		~							
								~		~							
								~		~							
小計	か所							/		/			か所	/			
合計 (市町村)	か所							/		/			か所	/			

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2) 「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。

(注3) 登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。

(注4) 「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。

(注5) 「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。

(注6) 「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。

(注7) 「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賃金額の増加に必要な資金)は含めないこと。

別表3-4

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後児童健全育成事業(児童数36~45人・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況						登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業	
		実支出額 ①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③		年間開設 日数(a)	開設日数 加算対象 日数 (a)-250	平日分		長期休暇等分							
								開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数	開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数						
		円	円	円	円	日	日	時間	時間	時間	時間	人					
								~		~							
								~		~							
小計	か所												か所				
								~		~							
								~		~							
								~		~							
小計	か所												か所				
								~		~							
								~		~							
								~		~							
小計	か所												か所				
合計 (市町村)	か所												か所				

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2) 「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。

(注3) 登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。

(注4) 「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。

(注5) 「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。

(注6) 「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。

(注7) 「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賃金額の増加に必要な資金)は含めないこと。

別表3-5

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後児童健全育成事業(児童数46~55人・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④ 円	開設状況				登録 児童数 人	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業		
		実支出額 ① 円	寄付金 その他の 収入額② 円	差引額 (①-②) =③ 円		年間開設 日数(a) 日	開設日数 加算対象 日数 (a)-250 日	平日分							長期休暇等分	
								開設時間 時間	長時間 開設加 算対象 時間数						開設時間 時間	長時間 開設加 算対象 時間数
							~		~							
							~		~							
							~		~							
小計	か所						/		/		か所	/				
							~		~							
							~		~							
							~		~							
小計	か所						/		/		か所	/				
							~		~							
							~		~							
							~		~							
小計	か所						/		/		か所	/				
合計 (市町村)	か所						/		/		か所	/				

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2) 「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。

(注3) 登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。

(注4) 「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。

(注5) 「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。

(注6) 「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。

(注7) 「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賃金額の増加に必要な資金)は含めないこと。

別表3-6

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後児童健全育成事業(児童数56~70人・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況				登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業		
		実支出額 ①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③		年間開設 日数(a)	開設日数 加算対象 日数 (a)-250	平日分							長期休暇等分	
								開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数						開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数
		円	円	円	円	日	日	時間	時間	時間	時間	人				
								~		~						
								~		~						
小計	か所												か所			
								~		~						
								~		~						
								~		~						
小計	か所												か所			
								~		~						
								~		~						
								~		~						
小計	か所												か所			
合計 (市町村)	か所												か所			

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2) 「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。

(注3) 登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。

(注4) 「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。

(注5) 「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。

(注6) 「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。

(注7) 「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賃金額の増加に必要な資金)は含めないこと。

別表3-7

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後児童健全育成事業(児童数71人以上・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況						登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業	
		実支出額 ①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③		年間開設 日数(a)	開設日数 加算対象 日数 (a)-250	平日分		長期休暇等分							
								開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数	開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数						
		円	円	円	円	日	日	時間	時間	時間	時間	人					
								~		~							
								~		~							
小計	か所												か所				
								~		~							
								~		~							
								~		~							
小計	か所												か所				
								~		~							
								~		~							
								~		~							
小計	か所												か所				
合計 (市町村)	か所												か所				

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2) 「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。

(注3) 登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。

(注4) 「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。

(注5) 「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。

(注6) 「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。

(注7) 「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賃金額の増加に必要な資金)は含めないこと。

別表3-8

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後児童健全育成事業(児童数20人以上・開設日数200日~249日))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況			登録 児童数	利用者に対する ニーズ調査		分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	
		実支出額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②)= ③		年間開設 日数	平日分			長期休暇等分	調査条 件				調査結 果児童 数
							開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数		開設時間					
		円	円	円	円	日	~	時間	~	人		人			
							~		~						
							~		~						
小計	か所											か所			
							~		~						
							~		~						
							~		~						
小計	か所											か所			
							~		~						
							~		~						
							~		~						
小計	か所											か所			
合計 (市町村)	か所											か所			

(注1)指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2)「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。

(注3)登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。

(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「クラブ名」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。

(注5)「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。

(注6)「利用者に対するニーズ調査」における「調査条件」欄は、次の条件を満たしている場合に「1」を記入すること。

1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。 2. 期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用希望を聴取すること。 3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。

(注7)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(児童数)」欄は、250日以上の開設を希望する児童数を記入すること。

(注8)「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。

別表3-10

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ設置促進事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名(クラブ名)	対象経費			基準額④	事業内容					
		実支出額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②)= ③		改修	設備 整備	設備 修繕	備品 購入	開設 準備 経費	改修等の内容
		円	円	円	円						
小計(か所数)	か所										
小計(か所数)	か所										
小計(か所数)	か所										
合計(市町村)	か所										

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2) 「事業内容」の「改修」「設備整備」「設備修繕」「備品購入」「開設準備経費」欄は、該当するものに「1」を記入すること。

別表3-11

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ環境改善事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名(クラブ名)	対象経費			基準額④	新規・既存 クラブ別		開設準備経費 (新規クラブ)	更新・追加別 (既存クラブ)		購入備品等の内容
		実支出額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②)= ③		新規	既存		更新	追加	
		円	円	円	円						
小計(か所数)	か所										
小計(か所数)	か所										
小計(か所数)	か所										
合計(市町村)	か所										

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2) 「新規・既存クラブ別」欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するための備品購入等(新規)、既存事業における備品購入等の(既存)のどちらかに「1」を記入すること。

(注3) 「開設準備経費(新規クラブ)」欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するために礼金及び開設前月の賃借料の支弁を行うものに「1」を記入すること。

(注4) 「更新・追加別(既存クラブ)」欄には、放課後児童健全育成事業における備品購入等(既存)のうち、「更新」、「追加」の該当するものに「1」を記入すること。

別表3-12

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ障害児受入促進事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名(クラブ名)	対象経費			基準額④	事業内容				
		実支出額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②)= ③		改修	設備 整備	設備 修繕	備品 購入	改修等の内容
		円	円	円	円					
小計(か所数)	か所									
小計(か所数)	か所									
小計(か所数)	か所									
合計(市町村)	か所									

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2) 「事業内容」の「改修」「設備整備」「設備修繕」「備品購入」欄は、該当するものに「1」を記入すること。

別表3-13

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後子ども環境整備事業(倉庫設備整備事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名(クラブ名)	対象経費			基準額④	事業内容	
		実支出額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②)=③		小学校の 余裕教室	その他
		円	円	円	円		
小計(か所数)	か所						
小計(か所数)	か所						
小計(か所数)	か所						
合計(市町村)	か所						

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2) 「事業内容」の「小学校の余裕教室」「その他」欄は、本事業の実施により確保される児童の居場所について、該当するものに「1」を記入すること。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後児童クラブ支援事業(ボランティア派遣事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	対象経費			基準額④	派遣先 実クラブ数	伝承遊び等事業			自然等体験事業			巡回派遣事業			長期休暇派遣事業		
	実支出額 ①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③			実施	主な事業内容	放課後子供教室 等との連携	実施	主な事業内容	放課後子供教室 等との連携	実施	主な事業内容	放課後子供教室 等との連携	実施	主な事業内容	放課後子供教室 等との連携
	円	円	円	円	か所												
合計(市町村)					か所	事業			事業			事業			事業		

(注1) 指定都市・中核市の場合は、合計欄を削除すること。

(注2) 「実施」欄には、該当する事業に「1」を記入すること。

(注3) 「放課後子供教室等との連携」欄には、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領」(平成23年3月31日文部科学省生涯学習政策局長裁定)に基づき実施する放課後子供教室と放課後児童健全育成事業を同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)を記載すること。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書（放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業））

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	対象経費			基準額④	指導員配置人数				クラブか所数				(※)「クラブか所数合計」のうち、年度途中から指導員を配置又は配置できなくなったクラブか所数
	実支出額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①-②)= ③		市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣	放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出	放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助	合計	市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣	放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出	放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助	合計	
	円	円	円	円	人	人	人	人	か所	か所	か所	か所	
合計（市町村）													

(注1) 指定都市・中核市の場合は、合計欄を削除すること。
 (注2) 障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証明書を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。
 (注3) 年度途中から指導員を配置した場合、又は年度途中に指導員を配置できなくなった場合は、そのクラブか所数を(※)欄に記載すること。

番 号
平成 年 月 日

指定都市市長
殿
中核市市長

法人名
代表者名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

＜日付＞＜番号＞で交付決定のあった平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金について、放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱6（2）イ（イ）の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 額の確定額又は事業実績報告額

金 _____ 円

2 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 _____ 円

3 添付書類

2の金額の積算内訳等